



平成 18 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 東 日 本 ハ ウ ス 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 成 田 和 幸
(J A S D A Q ・ コード 1873)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 室 長 兼 総 務 部 長
作 間 秀 樹
T E L (0 3) 5 2 1 5 - 9 9 0 6

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 8 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役、社員を含めた行動規範として「企業倫理憲章」及び「企業倫理行動基準」を定めるとともに、必要に応じ役員規程の見直しをする。取締役が他の取締役の違法行為を発見した場合に取締役会・各監査役に対する報告及び違法行為のための是正措置が円滑に図れる体制を構築する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

必要に応じて「文書管理規程」を見直し、取締役の職務執行に係る情報を検索性の高い状態で保存、管理しうる体制を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制を構築するため「リスク管理規程」を定める。個々のリスクについてのリスク管理責任者を決定する。内部監査部門が各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

必要に応じて「組織規程」、「職務分掌規程」を見直し、各取締役における業務執行の効率化を図る。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の整備を図るため、「企業行動憲章」、「コンプライアンス基本規程」、「社内通報規程」を新たに定める。社内通報システムを整備し、取締役、社員等が違法行為をしたことが発見された場合の報告及び是正措置が円滑に図れる体制を構築する。

6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ企業行動憲章、グループ会社経営管理基本方針を定めるとともに必要に応じて関係会社管理規程を見直す。これにより当社のグループ会社に対する経営の監督の実効化を図るとともに、当社における違法行為を認知したグループ会社の社員から当社内部統制機関に対して行うべき通報体制を構築する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び時期についての規程を定め、監査役が監査に資する情報を適宜収集しうる体制を構築する。

以 上